

安全設備規則

安全設備規則

2011 年 第 2 回 一部改正

2011 年 11 月 1 日 規則 第 78 号

2011 年 7 月 7 日 技術委員会 審議

2011 年 9 月 27 日 理事会 承認

2011 年 10 月 17 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

「安全設備規則」の一部を次のように改正する。

3 編 救命設備

3 章 救命設備の要件

3.11 膨脹式救命いかだ (LSA コード 4.2)

3.11.2 膨脹式救命いかだの構造

-1.を次のように改める。

-1. 主気室は、それぞれの逆止弁を通じて膨脹する 2 個以上の独立した気室に区画しなければならない。気室は、そのいずれか 1 個が損傷した場合、又は膨脹しない場合にも、他の正常な気室により救命いかだに収容することができる人員（1 人当たりの質量を ~~75~~82.5kg とし、各人が通常的位置に着席したものとする。）を、救命いかだの全周に正のフリーボードを維持した状態で、支えることができるように配置しなければならない。

3.11.3 膨脹式救命いかだの収容能力

(3)を次のように改める。

- (3) 1 人当たりの平均質量を ~~75~~82.5kg とし、すべての者がイマーシヨンスーツと救命胴衣を着用するか、又は、ダビット降下式の救命いかだにおいてすべての者が救命胴衣を着用する場合に、救命いかだの艀装品の操作を妨げることなく、十分な快適さ及び高さをもって着席することができる人数

3.12 固型救命いかだ (LSA コード 4.3)

3.12.3 固型救命いかだの収容能力

(3)を次のように改める。

- (3) 1 人当たりの平均質量を ~~75~~82.5kg とし、すべての者がイマーシヨンスーツ及び救命胴衣を着用する場合に、救命いかだの艀装品の操作を妨げることなく、十分な快適さ及び高さをもって着席することができる人数

附 則

1. この規則は、2012 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に船舶に搭載される救命設備又は、施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。